

休学願の提出について

休学に伴い、奨学金の受給に関すること等、手続きが必要な場合があるので、事前に各自で確認のうえ、休学願を提出すること。特に留学生は必ず事前に国際交流支援係に相談に行くこと。

休学願の提出期限は、10月1日（後期）からの休学を申請する場合は、8月末とする。それ以外の時期に休学をする場合は、休学期間が開始する2ヶ月位前に手続きをすること。休学を延長する場合も、休学期間が終了する2ヶ月位前に休学の再手続きをすること。

※休学願を総合文化大学院係に提出した時点で休学が許可されるわけではないので、留意すること。また、今回申請した休学について、証明書等が必要な場合は余裕をもって総合文化大学院係窓口まで申し出ること。

平成25年7月9日 総合文化大学院係